

第 4 給 与

第４ 給与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年４月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされており、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

１ 職員給与の実態

当委員会が、平成27年４月１日現在で実施した「平成27年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表４－１から表４－３までのとおりである。

表４－１ 適用給料表別人員、平均年齢、平均経過年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経過年数
全給料表	人 23,967	歳 42.5	年 20.2
行政職給料表	5,152	43.0	21.1
公安職給料表	3,477	39.0	17.9
教育職給料表（一）	19	48.1	23.2
教育職給料表（二）	4,247	42.8	20.2
教育職給料表（三）	10,455	43.1	20.5
教育職給料表（四）	26	47.0	22.3
研究職給料表	227	43.9	20.9
医療職給料表（一）	19	47.5	22.8
医療職給料表（二）	204	42.6	19.6
医療職給料表（三）	141	43.5	19.9

（注） 特定任期付職員給料表、第一号任期付研究員給料表及び第二号任期付研究員給料表の適用職員はいない。（以下、表４－２及び表４－３について同じ。）

表 4 - 2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区 分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全 給 料 表	100.0	82.8	6.2	11.1	0.0	60.4	39.6
行 政 職 給 料 表	100.0	71.7	9.8	18.5	0.0	70.4	29.6
公 安 職 給 料 表	100.0	52.5	3.8	43.7		93.5	6.5
教育職給料表（一）	100.0	94.7	5.3			94.7	5.3
教育職給料表（二）	100.0	93.3	2.4	4.3		58.3	41.7
教育職給料表（三）	100.0	94.2	5.8			45.7	54.3
教育職給料表（四）	100.0	96.2	3.8			92.3	7.7
研 究 職 給 料 表	100.0	96.0	3.5	0.4		88.5	11.5
医療職給料表（一）	100.0	100.0				78.9	21.1
医療職給料表（二）	100.0	76.0	23.5	0.5		44.6	55.4
医療職給料表（三）	100.0	51.8	47.5	0.7		5.0	95.0

（注）構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表 4 - 3 適用給料表別平均給与月額

区 分 給料表	給 料	扶養手当	地域手当	その他の手当	計
	円	円	円	円	円
全 給 料 表	357,191	9,314	5,165	15,342	387,012
行 政 職 給 料 表	334,200	11,061	7,562	14,472	367,295
公 安 職 給 料 表	327,692	13,346	5,821	7,854	354,713
教育職給料表（一）	501,732	11,921	15,909	21,263	550,825
教育職給料表（二）	373,162	8,911	5,273	14,614	401,960
教育職給料表（三）	372,142	7,298	3,581	18,105	401,126
教育職給料表（四）	415,458	14,708	0	13,546	443,712
研 究 職 給 料 表	352,958	13,345	3,060	15,301	384,664
医療職給料表（一）	472,388	7,100	79,704	291,963	851,155
医療職給料表（二）	331,796	7,619	6,092	16,550	362,057
医療職給料表（三）	332,862	2,630	7,121	9,399	352,012

（注） 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。

2 民間給与の実態

(1) 民間給与の調査

ア 平成27年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

(ア) 実地調査期間 平成27年5月1日から6月18日まで

(イ) 調査対象事業所 平成27年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の171事業所

(ウ) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 54職種 合計 76職種

(エ) 調査実人員 6,929人（うち、初任給関係職種619人）であるが、行政職に相当する調査実人員は6,233人である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は52,106人であり、うち行政職に相当するものは44,049人である。

(オ) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	195,154	196,758	196,449	178,200
	短大卒	172,877	170,057	174,927	171,600
	高校卒	159,782	160,450	162,860	152,343
新 卒 事 務 員	大学卒	193,184	193,290	196,198	176,500
	短大卒	171,607	166,378	174,372	171,600
	高校卒	157,387	157,090	161,805	147,828
新 卒 技 術 者	大学卒	200,104	204,381	197,124	185,000
	短大卒	184,713	190,000	180,000	—
	高校卒	164,522	164,352	165,887	162,500
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	201,100	206,000	191,300	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均化したものである。

2 「準新卒」とは、平成26年度中に資格免許を取得し、平成27年4月までの間に採用された場合をいう。

表 4－5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職 種	平均 年齢	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	歳	円	円	円	円
支 店 長	49.8	940,752	940,752	—	—
工 場 長	54.3	681,679	710,815	622,747	—
事 務 部 長	53.8	577,873	638,892	520,782	431,567
技 術 部 長	51.6	596,428	700,552	477,273	461,841
事務部次長	51.0	514,955	563,668	485,987	469,400
技術部次長	50.6	584,272	633,171	465,850	395,647
事務課長	48.6	475,392	504,299	450,995	389,355
技術課長	47.2	529,755	604,683	424,882	362,540
事務課長代理	44.6	395,807	421,550	383,900	336,947
技術課長代理	46.2	427,955	437,057	391,700	341,796
事務係長	44.0	344,420	358,317	341,943	306,617
技術係長	44.0	373,854	397,669	349,519	300,328
事務主任	40.8	286,958	299,154	284,634	258,963
技術主任	38.6	320,534	340,735	293,759	263,244
事務係員	35.3	263,990	289,108	246,036	212,237
技術係員	34.9	317,595	329,657	250,053	223,198

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

3 職員の給与に関する勧告

当委員会は、平成27年10月8日（木）議長及び知事に対し、地公法第8条、第21条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

○月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ

- ・職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（1,004円 0.27%）を解消するため、給料表の引上げ改定
- ・特別給（現行4.10月分）は、民間のボーナス（4.20月）を下回るため、0.1月分引上げ改定

（月例給、特別給ともに2年連続の引上げは、平成3年以来24年ぶり）

○給与制度の総合的見直し

- ・地域手当の支給地域及び支給割合の見直し
- ・単身赴任手当の支給額の引上げ

(2) 公民較差

①調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の171事業所

②民間従業員の給与との比較（公民較差）

<月例給>

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A－B）
375,009円	374,005円	1,004円（0.27%）

<ボーナス>

平成26年8月から平成27年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A－B）
4.20月	4.10月	0.1月

(3) 改定等の内容

平成27年4月公民較差に基づく改定

<月例給>

- ①行政職給料表 初任給をはじめとする若年層に重点をおいた国家公務員の俸給表の改定に準じて平均0.27%の引上げ改定
初任給を2,500円引上げ改定
- ②その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定

<期末・勤勉手当（ボーナス）>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 引上げ分は勤勉手当に配分
（一般職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	計
改定後	期末手当	1.225 月	1.375 月	2.60 月
	勤勉手当	0.80 月	0.80 月	1.60 月
	計	2.025 月	2.175 月	4.20 月

<諸手当>

○初任給調整手当

医師に対する支給月額を国家公務員に対してとられる措置に準拠して改正

給与制度の総合的見直しに基づく改定

<地域手当の見直し>

昨年、引き続き検討することとした地域間の給与配分の見直しについて、国の基準を基本と

した上で、本県の状況を勘案し、地域手当の支給地域及び支給割合を見直し

○本県の状況

- ・地域手当の趣旨に鑑み、県内では民間給与水準に地域間の較差が認められることから、職員給与に一定程度反映する必要がある。
- ・国家公務員とは異なり、生活の基盤が変化しないまま勤務地が変わることが多い職員にとって、異動により給与が増減することについて、理解と納得が得られているとは言い難い状況
- ・本県職員は県内全域の異動を前提に採用されるが、異動においては転居を伴わず、生活の基盤がほとんど変化しない例も多い。同様の職務内容であるにもかかわらず、勤務地によって今以上の給与差が生じることは、円滑な異動を困難にするなど、人事管理上支障を生ずるおそれがある。

○対応方針

- ・本県の地域手当については、制度創設当初より国に準拠してきたところであるが、本県の状況を勘案すると、今以上に勤務地によって給与差が拡大することは避けるべきであり、むしろ縮小させる方向で検討すべき
- ・支給地域としては、県内全域を一体的な地域として捉えることが適当であるが、本県内において民間給与水準の較差があることも事実であることから、支給割合は、県内全域を支給地域とする考え方を基本にしつつ、地域における民間水準を基礎にするという地域手当の趣旨を踏まえて設定することが適当

○見直し後の県内支給地域と支給割合

- ・支給地域：県内全域
 - ・支給割合：岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市及び瑞穂市の7市は3%。7市以外の地域は1%
- ※県外の地域の支給割合についても、所要の見直しを行う。

<その他の見直し>

- ・単身赴任手当 基礎額を4,000円引き上げ、30,000円に改定
加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、12,000円引き上げ、70,000円に改定
- ・経過措置（現給保障） 国の取扱いに準じて平成30年3月31日で廃止

（４）改定の実施時期等

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、平成27年12月期の期末・勤勉手当の支給割合の改定は速やかに所要の措置を講ずるものとし、給与制度の総合的見直しに係る平成28年度以降の地域手当・単身赴任手当・現給保障の改定は平成28年4月1日から実施すること。

(5) 公務運営の改善等についての報告事項

○人材の確保と活用

多彩で有為な人材の確保、人事評価制度の整備、女性職員の積極的な登用、若手職員の育成

○勤務環境の整備

家庭生活と職業生活の両立支援、時間外勤務の縮減などの総実勤務時間の縮減、職員の健康管理、職員の士気の高揚

○公務員倫理の確立等

4 給与条例の実施

(1) 給与条例の改正

ア 平成28年第1回県議会定例会に提案、平成28年3月16日可決、同年3月18日平成28年条例第2号として公布された。

(改正概要)

- ① 医師・歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の上限額を引上げ
- ② 勤勉手当について、年間、6月期及び12月期の支給割合を改定
- ③ 給料表について、若年層に重点を置いて給料月額を引上げ

イ 平成28年第1回県議会定例会に提案、平成28年3月24日可決、同年3月29日平成28年条例第7号として公布された。

(改正概要)

- ① 級別標準職務表の規定整備
- ② 勤勉手当について、職員の基準日以前の直近の人事評価結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給するよう見直し

ウ 平成28年第1回県議会定例会に提案、平成28年3月24日可決、同年3月29日平成28年条例第8号として公布された。

(改正概要)

- ① 地域手当の支給割合を改定
- ② 特殊勤務手当のうち、防疫等作業手当について、対象業務及び支給額の見直し

(2) 給与に関する人事委員会規則の改正

ア 給与規則の一部改正

(ア) 平成27年7月7日 人事委員会規則第19号

a 平成27年7月9日付けの新たな職の創設に伴う管理職手当の改正([第24条関係]別表第1の3)

新 設 ・ 芸術文化企画監

(4種)

b 施行日

平成27年7月9日

(イ) 平成27年9月1日 人事委員会規則第22号

a 平成27年9月1日付けの希望が丘学園の名称変更に伴う所要の改正等

- ① 宿日直手当(第34条)
- ② 特殊勤務手当 (第38条の7、第38条の11)
- ③ 給料の調整額〔第23条関係〕別表第1)
- ④ 管理職手当〔第24条関係〕別表第1の3)

廃止	・ 希望が丘学園園長	(2種)
新設	・ 希望が丘こども医療福祉センター所長	(2種)
	・ 希望が丘こども医療福祉センター児童精神科部長	(2種)
	・ 希望が丘こども医療福祉センター整形外科部長	(4種)
	・ 希望が丘こども医療福祉センター小児科部長	(4種)

b 施行日

公布の日 (平成27年9月1日)

(ウ) 平成27年10月15日 人事委員会規則第25号

- a 平成27年10月15日付けの新たな職の創設に伴う管理職手当の改正〔第24条関係〕別表第1の3)

新設	・ T P P 対策統括監	(1種)
----	---------------	------

b 施行日

公布の日 (平成27年10月15日)

(エ) 平成27年10月30日 人事委員会規則第28号

- a 平成27年11月1日付けの職の創設、廃止に伴う管理職手当の改正〔第24条関係〕別表第1の3)

廃止	・ 情報技術指導監、新文化施設企画監、地域連携推進監、育樹祭推進監	(4種)
----	-----------------------------------	------

新設	・ 広聴監、入札制度企画監	(4種)
----	---------------	------

b 施行日

平成27年11月1日

(オ) 平成28年2月8日 人事委員会規則第2号

- a 平成28年2月8日付けの新たな職の創設に伴う管理職手当の改正〔第24条関係〕別表第1の3)

新設	・ 航空宇宙産業企画監	(4種)
----	-------------	------

b 施行日

公布の日 (平成28年2月8日)

(カ) 平成28年3月11日 人事委員会規則第5号

- a 警察本部の組織改正に伴う管理職手当の改正〔第24条関係〕別表第1の3)

変更	・ 秘書官	(4種→不支給)
	・ 多治見警察署の副署長	(2種→4種)

b 施行日

公布の日 (平成28年3月11日)

(キ) 平成28年3月25日 人事委員会規則第6号

- a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正等

① 勤勉手当 (第57条の5)

・ 平成27年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改

正

② 管理職手当（〔第24条関係〕別表第1の4）

- ・昨年度引き下げた、条例で定める上限額を超えることとなる一部の手当額について、給料表の引上げ改定に伴い、元の定額支給額に改正

③ 初任給調整手当（〔第25条の7関係〕別表第2）

- ・医療職給料表（一）の引上げ改定に伴い、医師の初任給調整手当について、規則で定める職員の区分及び期間の区分に応じた支給額の改正

b 施行日

平成28年3月25日（平成27年4月1日適用）

（ケ）平成28年3月29日 人事委員会規則第11号

a 行政不服審査法の全部改正及び地方自治法の一部改正に伴う所要の改正

（〔第54条の4関係〕別記第4号様式の2）

- ・期末手当に係る一時差止処分書の様式について、不服申し立ての種類の一元化が図られたことに伴い、用語を整理

b 施行日

平成28年4月1日

（ク）平成28年4月1日 人事委員会規則第19号

a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正等

① 初任給調整手当（第25条の3）

- ・地域手当の給地区分等の見直しに伴い、初任給調整手当の種別の区分について所要の改正

② 地域手当（第29条の2、〔第29条の2関係〕別表第3）

- ・地域手当の級地区分等の見直しに伴い、各支給地域の級地区分及び支給割合について、所要の改正

③ 単身赴任手当（第29条の16）

- ・単身赴任手当の基礎額及び加算額を引き上げるため、所要の改正

④ 特地勤務手当に準ずる手当（第44条の2）

- ・地域手当と調整することとした特地勤務手当の規定を準用する規定を削除

⑤ 寒冷地手当（第47条、第48条）

- ・給与条例に別表第6が新設されることに伴う所要の改正

⑥ 勤勉手当（第57条の3、第57条の5）

- ・勤勉手当の勤務期間から除算しないこととする育児休業の期間を5日以下から1カ月以下に変更するため、所要の改正
- ・平成28年度以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正

⑦ 給料の調整額（〔第23条関係〕別表第1）

- ・在職者のいない職種について、給料の調整額の対象職種から削除

⑧ 管理職手当（〔第24条関係〕別表第1の3）

○平成28年4月1日付け組織改正等に伴う改正

変 更

- ・副教育長（2種→1種）
- ・消防学校校長（4種→2種）
- ・県事務所副所長（西濃県事務所、可茂県事務所を除く）（2種→4種）

- ・アスリート支援企画監、岐阜高等学校、岐阜商業高等学校、岐阜農林高等学校、岐阜工業高等学校、大垣北高等学校、関高等学校、加茂高等学校、多治見北高等学校、恵那高等学校、斐太高等学校及び大垣特別支援学校の事務部長 (6種→4種)

新 設

- ・全国レクリエーション大会推進事務局長、農業担い手サミット推進監、希望が丘こども医療福祉センター副所長、農林事務所副所長（総務課長を兼ねる副所長（東濃農林事務所を除く。）に限る。）、土木事務所副所長（岐阜土木事務所の副所長・総務課長を兼ねる副所長に限る。）

(2種)

- ・全国レクリエーション大会推進事務局次長、審理監、情報システム管理監、スポーツ誘致推進監、連携調整監、地域連携監、看護対策監、医療人材対策監、在宅医療福祉推進監、国保制度改革対策監、企業人材確保対策監、歴史観光推進監、販売戦略企画監、木育推進監、住宅活用推進監、公園活用推進監、保健所副所長、保健所管理監、女性教職員活躍推進監、学校安全企画監、教育委員会事務局管理監

(4種)

- ・県事務所郡上支所長、県事務所下呂支所長、精神保健福祉センター課長、発達障害者支援センター総務課長、子ども相談センター判定課長、飛騨子ども相談センター家庭支援課長、計量検定所主幹、中央家畜保健衛生所保健衛生課長

(6種)

- ・県事務所主幹、岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関担当主幹、衛生専門学校担当主幹

(7種)

廃 止

- ・T P P対策統括監 (1種)

- ・全国育樹祭推進事務局長、全国レクリエーション大会総括監、全国育樹祭推進事務局次長、土木事務所副所長（人事委員会が認めるものに限る。）

(2種)

- ・県庁舎再整備企画監、地域スポーツ推進監、看護企画監、医師確保対策監、在宅医療推進監、新産業企画監、住宅企画監、建築企画監、施設管理調整監、財務会計システム調整監、県事務所地域調整監

(4種)

- ・衛生専門学校副校長 (6種)

- ⑨ ヘキ地手当（〔第44条の5関係〕別表第5、別表第5の2）、ヘキ地手当に準ずる手当（〔第44条の6関係〕別表第5の3）

- ・ヘキ地学校及びこれに準ずる学校、特別の地域に所在する学校で人事委員会の指定する学校について、本年度実施した指定の見直しに伴う所要の改正

- ⑩ 特殊勤務手当〔防疫等作業手当（第38条の2）〕

- ・条例規定の限度額が引き上げられること、対象業務の範囲が拡大されることに伴う改正

- ⑪ 特殊勤務手当〔爆発物取扱等作業手当（第38条の5）、有害物取扱手当（第38条の12）〕

- ・業務が想定されない所属を削除

- ⑫ 特殊勤務手当〔特殊現場作業手当（第38条の13）〕

- ・温室作業の対象となる所属を追加

- ⑬ 特殊勤務手当〔航空業務手当（第38条の23）〕

- ・危険加算業務の範囲が拡大されることに伴う所要の改正

- ⑭ 附則の整備

b 施行日

公布の日（平成28年4月1日）

イ 初任給規則の一部改正

（ア）平成28年3月25日 人事委員会規則第7号

- a 昇格時号給対応表の一部改正（別表第7）及び当該改正前における号給異動者との均衡上の規定整備（附則第2項及び第3項）
- b 施行日
公布の日（平成28年3月25日）

（イ）平成28年4月1日 人事委員会規則第21号

- a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正等
 - ①級別標準職務表の改正（別表第1）
 - ・これまで初任給規則に定めていた「級別標準職務表」を給与条例に移行し、その他具体的な職名を「級別職務表」として規定
 - ②学歴免許等資格区分表の改正（別表第3）
 - ・義務教育学校を新設すること等を内容とする学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正
 - ③修学年数調整表の改正（別表第5）
 - ・平成28年3月に初めて誕生する6年制課程の薬学部を基礎とする4年制薬学博士課程の修了者にかかる規定の整備
- b 施行日
公布の日（平成28年4月1日）

（ウ）平成28年4月1日 人事委員会規則第27号

- a 平成29年1月1日の昇給制度に係る規定（附則第22項）
 - ・職員の平成29年1月1日における昇給号給数について規定する。
- b 施行日
公布の日（平成28年4月1日）

（3）給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表4-6のとおり改正等を行った。

表4-6 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	平成27.8.20 人委第105号	希望が丘学園の名称を改正することに伴う規定整備 （平成27.9.1適用）
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	平成28.3.25 人委第228号	給料表の引上げ改定に伴い、調整基本額について規定整備 （平成27.4.1適用）
退職手当条例の運用方針について（通知）の一部改正について（通知）	平成28.3.29 人委第229号	行政不服審査法の全部改正等に伴う規定整備 （平成28.4.1適用）
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	平成28.3.31 人委第242号	・地公法改正により級別標準職務表を給与条例に規定することに伴う規定整備

		・実技訓練手当が支給される業務の内容が拡大されるに伴う特殊勤務手当の規定整備（平成28. 4. 1適用）
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	平成28. 3. 31 人委第244号	給与条例施行規則の一部改正等に伴う規定整備 ・防疫等作業手当の対象業務の範囲が拡大されるに伴う特殊勤務手当の規定整備 ・航空業務手当の危険加算業務の範囲が拡大されるに伴う特殊勤務手当の規定整備 ・育児休業期間の除算の見直しを行うことに伴う勤勉手当の規定整備 ・給料の調整額について、在職者のいない職種を対象職種から削除 ・現行の国の地域手当の級地区分の規定を準用できるよう地域手当の規定整備（平成28. 4. 1適用）
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	平成27. 4. 1 人委第2号	歯科技工士法の一部改正（歯科技工士養成施設の指定・監督等の権限を県に委譲）に伴う規定整備 （平成27. 4. 1適用）
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	平成27. 12. 18 人委第196号	農業改良助長法の一部改正（普及指導員の任用資格の追加）に伴う規定整備 （平成27. 12. 18適用）
給与条例等の改正に伴う差額の支給について（通知）	平成28. 3. 25 人委第233号	給与条例の一部改正に伴う既に支給された給与との差額の支給等について規定整備 （平成28. 3. 25適用）
給与条例の改正に伴う減給の取扱について（通知）	平成28. 3. 25 人委第234号	給与条例の一部改正に伴い減給の取扱について規定整備 （平成28. 3. 25適用）
平成27年勧告改正条例の施行に平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額（平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額を含む）が減少した場合等における職員に対する通知について（通知）	平成28. 3. 25 人委第235号	給与条例の一部改正に伴い現給保障の受給額が変動した場合について規定整備 （平成28. 3. 25適用）
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	平成28. 3. 25 人委第236号	・地公法の改正により級別標準職務表を給与条例に移行することに伴う規定整備 ・学校教育法等の一部改正（義務教育学校の新設）に伴う規定整備 ・職業能力開発大学校に新設された特定応用課程修了者の誕生に伴う規定整備

		(平成28.4.1適用)
--	--	--------------

(4) 給与の運用承認

給与の運用について承認等したもののうち、主なものは、表4-7から表4-12までのとおりである。

ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表4-7 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給料表		行政			公安		教一	教(二)		教(三)		教四	研究	医(一)		医二	医(三)		計
職務の級		7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3	4	7	6	7	
任命権者	知事	17	4											1			3		25
	教委							2	2	2	19								25
		1																	1
	警察																		
		3	1		14	7													25
計								2	2	2	19								25
		21	5		14	7							1			3			51

(注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条（新たに職員となった者の職務の級）第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条（昇格）第1項第1号の規定により承認した人数である。

2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で270人である。

表4-8 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難しい場合の給料月額の決定の承認

給料表		行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	計
任命権者	知事									
	教委	100			11	13				124
	警察									
計		100			11	13				124

(注) 初任給規則第16条（人事交流等により異動した場合の号給）、第17条（特殊の職に採用する場合等の号給）、第18条（特定の職員についての号給）、第47条（この規則（初任給規則）により難しい場合の措置）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表4-9 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額の決定の承認

異動前	異動後	行政				教(二)			教(三)			研究		医(一)		医(二)		医(三)		計
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級	
知事	行政																			
	研究																			
	医(一)																			
	医(二)																			
	医(三)																			

教委	行政																		
	教(二)	1		1															2
	教(三)																		
異動前	異動後	行政				教(二)			教(三)			研究	医(一)		医(二)		医(三)		計
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級
警察																			
計		1		1															2

- (注) 1 初任給規則第26条(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)又は第27条(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)の規定により承認した人数である。
2 職務の級は、異動後のものである。
3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で87人ある。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表4-10 管理職手当の支給の特例の承認

(a) 支給割合の特例の承認	6
(b) 職の特殊性による支給の特例の承認	0

- (注) (a)は給与規則第24条(ただし書を含む。)の規定により、(b)は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

ウ 単身赴任手当の支給の承認

表4-11 単身赴任手当の支給の特例の承認

(a) やむを得ない事情に係る承認	0
(b) 通勤困難に係る承認	0
(c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
(d) 権衡職員の特別の事情に係る承認	1
(e) 人事交流で職員となった者に対する承認	0
(f) 県の必要により採用した職員に係る承認	0

- (注) (a)は給与規則第29条の14の規定により、(b)は同規則第29条の15の規定により、(c)(d)(e)(f)は同規則第29条の17の規定により承認した人数である。

エ 期末・勤勉手当及び通勤手当の支給の承認

表4-12 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職及び高速道路利用の特別料金への通勤手当支給の承認

(a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	9
(b) 高速道路を利用する職員の特別料金に対する通勤手当支給の承認	1

- (注) (a)は同規則第52条の2の規定により承認した人数、(b)は同規則第29条の9の5及び第29条の9の9の規定により承認した人数である。

5 退職手当条例の実施

(1) 退職手当条例の改正

(ア) 平成28年第1回県議会に提案、平成28年3月24日可決、同年3月29日平成28年条例第11号として公布された。

(改正概要)

- ・行政不服審査法の全部改正に伴う改正

(2) 退職手当規則の改正

(ア) 平成28年3月29日 人事委員会規則第12号

a 行政不服審査法の全部改正に伴う改正

- ・不服申立ての種類の一元化が図られたことに伴い、退職手当支給制限処分書、退職手当支払差止処分書、退職手当返納命令書、退職手当相当額納付命令書の様式について用語を整理

b 施行日

平成28年4月1日

6 旅費条例の実施

(1) 旅費条例の改正

改正なし

(2) 旅費規則の改正

平成27年6月26日 人事委員会規則第17号

a 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の一部改正に伴う規定整備 外国旅行の旅費の算定に係る地域区分について改正

b 施行日

平成27年6月26日

(3) 旅費支給の特例承認

- | | |
|----------------------|-----|
| ・宿泊料等の増額調整承認 | 23件 |
| ・警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認 | 5件 |
| ・新規採用職員の赴任旅費の特例承認 | 3件 |
| ・長期研修にかかる赴任旅費の特例承認 | 1件 |

